

---

---

**社会人の学び直しニーズ  
対応教育推進プログラム**

**Q & A（追加版）**

---

---

平成19年4月

文部科学省高等教育局  
大学振興課大学改革推進室

## < 目 次 >

### (1) 応募関係

- Q1 - 1 関係団体等との連携にあたって、どの程度の確認が必要なのか。(例えば、口頭での確認でも可能か。)…………… 1
- Q1 - 2 社会人の学び直しニーズ調査を行うにあたって、関係団体との連携とあるが、応募 する上で連携することは必須なのか。…………… 1
- Q1 - 3 対象とする社会人には団塊世代の方のようなリタイヤされた高齢者は含まれないのか。…………… 1

### (2) プログラム関係

- Q2 - 1 平成19年度は社会人の学び直しニーズ調査を行い、20年度から教育プログラムを開発し事業を実施することはできるのか。…………… 1
- Q2 - 2 受講料等を徴収しない場合、受講希望者が増えることが予想される。この場合、受講者を制限するために選考することはできるのか。…………… 1

### (3) 審査・評価関係

追加なし

### (4) 委託費関係

- Q4 - 1 他の補助金等で建設した施設等を活用して、当該教育プログラムを実施することはできるのか。…………… 2
- Q4 - 2 他の再チャレンジ支援経費(国立大学法人運営費交付金特別研究経費)と当該教育プログラムの委託費を合わせてプログラムを実施することはできるのか。…………… 2
- Q4 - 3 当該教育プログラムの受講者の受講料を免除し、その相当額を委託費で補填することはできるのか。…………… 2
- Q4 - 4 教育プログラムを時間外(夜間や土日)に実施することに伴い、学内の教職員が講義をしたり業務を行う場合、委託費から諸謝金を支払うことはできるのか。…………… 2

様式4「委託事業経費予定額調」記入例(別紙)…………… 3

## (1) 応募関係

Q1 - 1 関係団体等との連携にあたって、どの程度の確認が必要なのか。(例えば、口頭での確認でも可能か。)

A . 本プログラムの実施に際して、トラブルが生じることのないよう、口頭だけではなく文書での確認をとることが望まれます。

Q1 - 2 社会人の学び直しニーズ調査を行うにあたって、関係団体との連携とあるが、応募する上で連携することは必須なのか。

A . 必須ではありません。

Q1 - 3 . 対象とする社会人には団塊世代の方のようなリタイヤされた高齢者は含まれないのか。

A . 高齢者に限らず、受講者の知的好奇心を満たすことを目的とするような教育プログラムは今回の対象となりません。提供する教育プログラムで身に付けた能力・知識等を活用して、新たな職場や職種にチャレンジ出来ることや現在の職種でのキャリアアップを図ることを目的としておりますので、そのような趣旨・目的であれば高齢者の方を対象としたプログラムであっても応募可能です。

## (2) プログラム関係

Q2 - 1 平成19年度は社会人の学び直しニーズ調査を行い、20年度から教育プログラムを開発し事業を実施することはできるのか。

A . 平成19年度にニーズ調査を行い、それを踏まえて20年度に教育プログラムを構築するのであれば、応募時には、どのような教育プログラムとするのか、具体的に記載することが困難となります。応募時は、どのようなニーズを踏まえた教育プログラムなのかを具体的に記載いただく必要がありますのでご注意ください。

なお、平成19年度に教育プログラムを開発し、20年度から教育プログラムを実施することは差し支えありません。

Q2 - 2 受講料等を徴収しない場合、受講希望者が増えることが予想される。この場合、受講者を制限するために選考することはできるのか。

A . スペース等の問題から、教育プログラムの円滑な実施が困難であるような場合、各大学等の判断により選考することもやむを得ないと考えますが、社会人の再チャレンジを支援する観点から、受講希望者は極力受け入れていただくことが重要であり、クラス数を増やすなどして対応することが望まれます。

(3) 審査・評価関係  
追加なし

(4) 委託費関係

Q 4 - 1 他の補助金等で建設した施設等を活用して、当該教育プログラムを実施することはできるのか。

A . 当該補助金等の目的や条件に照らし、当該教育プログラムを実施する上で活用することが可能であれば、差し支えありません。

Q 4 - 2 他の再チャレンジ支援経費（国立大学法人運営費交付金特別研究経費）と当該教育プログラムの委託費を合わせてプログラムを実施することはできるのか。

A . それぞれ目的を別にするものですので、経費を混同して使用することはできません。

Q 4 - 3 教育プログラムの受講者の受講料を免除し、その免除相当額を委託費で補填することはできるのか。

A . 委託費は教育プログラムの開発・実施に必要な経費であることから、受講料等の減免相当額を大学の収入として委託費に積算することはできません。

Q 4 - 4 教育プログラムを時間外（夜間や土日）に実施することに伴い、学内の教職員が講義をしたり業務を行う場合、委託費から諸謝金を支払うことはできるのか。

A . 本プログラムは大学における業務の一環として行うことを前提としているため、基本的には、学内の教職員に手当等を支給することは想定していません。各大学等の就業規則に基づき、手当等を支給する必要がある場合には、個別に文部科学省へお問い合わせください。

## 様式4「委託事業経費予定額調」の記入例

## (1) 平成19年度予定額

区 分	予定額(円)	積 算 内 訳
< 設備備品費 >	3,800,000	共同申請の場合は、各々の大学等の経費が分かるように記入してください 【設備備品費】 3,800,000円 ノートパソコン(5台) 1,000,000円 サーバシステム 1,500,000円 プロジェクター(5台) 500,000円 ビデオカメラ(1台) 300,000円 ビデオ編集システム(1台) 500,000円
< 人 件 費 >	2,250,000	【雇用等経費】 2,250,000円 用事務補佐員(15万円×6ヶ月×2人) 1,800,000円 アルバイト職員(2人×8h×30日×@900円) 432,000円 人件費付帯経費(社会保険料) 18,000円
< 事 業 費 >	8,468,820	【諸謝金】 858,400円 会議出席謝金(10人×4回×@12,500円) 500,000円 <A大学分>講師謝金(5人×2h×@8,800円) 88,000円 <B大学分>講師謝金(4人×2h×@8,800円) 70,400円 原稿執筆謝金(5人×20頁×@2000円) 200,000円 【旅費】 1,900,000円 会議出席(10人×4回) 1,000,000円 海外調査(3人、アメリカ) 900,000円 【損借料】 2,500,000円 プリンタ借料(10万円×5台) 500,000円 会議室借料 10万円×20回 2,000,000円 【消耗品費】 300,000円 文具一式 200,000円 書籍購入 100,000円 【会議費】 60,000円 会議弁当・お茶(10人×4回×@1,500円) 60,000円 【通信運搬費】 50,000円 発送料(50円×1,000部) 50,000円 【雑役務費】 200,000円 データ入力作業 100,000円 用広告費 100,000円 【印刷製本費】 1,800,000円 パンフレット(500円×2000部) 1,000,000円 セミナー資料(300円×1000部) 300,000円 報告書(500円×1,000部) 500,000円 【消費税相当額】 200,420円 【受講料】 600,000円 教材製本費(30人×20回×@1,000円) 600,000円
( 受 講 料 )	(600,000)	
合 計	15,118,820	

## (2) 全体予定額

年 度	19年度	20年度	21年度	合 計
予 定 額 (千円)	15,119	11,319	11,319	37,757
(うち受講料)	( 600 )	( 600 )	( 600 )	( 1,800 )

(3) 経費措置の状況  
該当なし(4) 受講料について  
各回の講義に使用する教材費は受講者の学習意欲を維持するためにも実費負担とすることが必要である。